



第94回通常組合会開催 規約改正、平成17年度予算等議決

医療分保険料据え置き
介護分保険料1人月額2,590円
北海道大学・旭川医科大学医師会会員の加入を承認
議長・副議長・役員を選任

さる、2月26日(土)に第94回通常組合会が北海道医師会館で開催され、規約改正による北海道大学医師会・旭川医科大学医師会会員の組合加入並びに平成16年度補正予算、平成17年度事業方針及び歳入歳出予算についてなどが原案どおり承認された。

今回の組合会是新組合会議員による最初の組合会なので、議長、副議長の選挙、及び任期満了にともなう役員選挙が行われた。

なお、規約の一部改正、事業方針・予算などの詳細については本誌4月1日付け：第1039号附録で公示（道医国保公示第304号）しているのでご参照いただきたい。

以下、組合会の概要についてお知らせする。組合会は午後3時30分開会され、議員定数64名中46名（最終出席者数51名）の出席があり成立した。

最初に、飯塚弘志理事長から次のような挨拶が述べられた。

飯塚理事長挨拶（概要）

『先生方には、週末の何かとお忙しい中、全国各地からご出席を頂き、また、当組合の運営には格別のご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、当組合におきましては、平成15年10月、健康保険法の一部改正などを背景に給付割合の引き下げを実施し、全国の医師国保組合に歩調を合わせてまいりました。しかしながら、現在の趨勢は、徐々に7割給付へと動いておりますことはご高承のとおりであります。

昨年7月の組合会におきまして、15年度の決算承認をいただいたところでありますが、16年度も現在のところ収支状況は、良好でございます。従いまして、7割給付への移行問題は、国或いは他保険者等の動向を視野に入れながら、今しばらくは医療保険制度改革の行方を見極めたいと思います。

国におけるこの制度改革についての審議状況で



飯塚弘志理事長挨拶

ありますが、社会保障審議会・医療保険部会において、厚生労働省の事務局検討案が示され、平成18年の通常国会に、これらの改革法案を提出したい、という目標の下、具体的議論が行われている段階であります。

ここでは、医療費負担における財政責任を明確にするために、75歳以上の後期高齢者医療を担う保険者を独立させ、その保険料の徴収についても、年金から天引きするという案も出されております。

また、給付割合に関しても自民党からは、一部負担割合を、65歳未満は3割、65から75歳未満は2割、75歳以上は1割といった案が出されるなど、制度改革に関する議論がまだまだ続くものと思います。

いずれにいたしましても現行老人保健制度が廃止され、新たな制度になれば、75歳以上の組合員の方々が本組合に所属できるかどうかという重大な問題を残しておりますので、制度の内容が明ら

かになった時点で、運営方針について更にご検討頂きたいと考えております。

さて、昨年10月の“保険料等検討委員会”では、平成17年度の保険料及び給付割合の問題等につきまして、検討いただきました。

私どもは、ここでの審議答申を受け、財政状況等を踏まえ、保険料率は改正せず、現行給付割合を維持するというにさせていただきます。

また、札幌医科大学医師会同様、北海道大学医師会や旭川医科大学医師会の会員が組合員として加入できるよう規約を改正することについても答申いただきました。本日、この議案についても審議頂くことになっております。

本日の組合会はこれら予算関連案件のほか、議長、副議長及び役員改選についての人事案件がございます。

なにとぞ慎重にご審議賜りますようお願い申し上げます。』



理事長挨拶後、慣例により表彰式に入った。被表彰者は別掲の7名の方であるが、表彰後、飯塚理事長から永年のご尽力に対する感謝の言葉があり表彰式は終了した。



議長、副議長が選任されるまでの間は仮議長がつとめることとなり、仮議長には稲場昭徳議員（千歳）が就任した。この後、稲場仮議長が議事録署名議員を次のとおり指名した。

旭川市：中西 欽也議員、美幌：工藤 康生議員

議案第1号 組合会議長及び副議長の選挙について

赤倉昌巳常務理事が提案理由を説明し、選挙に入った。選考は各ブロックから1名ずつの選考委員に仮議長を加えた選考委員会によって行われることとなった。選考委員会の結果について、遠藤正之選考委員長（札幌市）から2名を候補者として選考した旨の報告があった。

稲場仮議長が採否を諮ったところ、全員異議なく次の両名が当選者として決定した。

組合会議長 札幌市 堀江 洋三議員（再任）

同 副議長 函館市 児島 宏典議員（再任）

議長、副議長就任挨拶後、堀江洋三議長が議長



赤倉昌巳常務理事提案説明

席に着いた。

報告事項に入り、業務報告は赤倉常務理事から、監査報告は井上勇監事から、それぞれ報告され、報告どおり承認された。

ここで、議長は堀江議長から児島宏典副議長に交代した。

議案審議に入り。

議案第2号 北海道医師国民健康保険組合規約の一部改正について

議案第3号 北海道医師国民健康保険組合会議規則等の一部改正について

赤倉常務理事が両議案の提案理由を説明し、審議に入り、規約改正に係わる第2号議案と第3号議案は、組合会議員定数の3分の2以上（43名）の賛成を得て原案どおり承認可決された。

※今回の規約と、会議規則等の改正の主な理由と内容は、次のとおりである。

①規約改正の理由と改正点

平成16年度保険料等検討委員会の答申に基づき、第2種組合員として、北海道大学医師会及び旭川医科大学医師会会員の組合加入を可能とするための改正である。すなわち規約第6条第2項第2号（組合員の範囲）、第35条（組合会議員の選挙及び選挙区）、第67条（支部）及び第68条（支部長の選任及び権限）については、「札幌医科大学医師会」を「医療機関医師会」と改正し、別表第1の2（第2種組合員の自家診療）については、「札幌医科大学附属病院」を「医療機関附属病院」と改正した。

（施行日：平成17年4月1日）

②会議規則等の一部改正の主な理由

規約の改正にともない「会議規則」及び「支部業務及び支部交付金に関する規程」の当該条文を改正するもので、「札幌医科大学医師会」を「医育機関医師会」に改正した。

(施行日：平成17年4月1日)

議案第4号 理事会専決事項につき承認を求めることについて

- (1)「職制及び給与規程等の一部改正について」
- (2)「自家診療特認地区の追加指定について」

赤倉常務理事が上記の2項目について提案理由を説明し、理事会専決どおり承認可決された。

議案第5号 平成16年度歳入歳出予算の補正について

千秋亭常務理事が平成16年度第1次補正予算の提案理由を説明し、審議の結果、原案どおり承認可決された。

※補正予算は、歳出についての補正である。すなわち老人保健拠出金で平成16年度の額が確定したため、医療費拠出金と事務費拠出金の予算不足額を増額、諸支出金で保険料還付金の不足見込額を増額、平成15年度国庫補助金「療養給付費補助金」精算超過交付額返還金の確定により償還金の不足額を増額、これらの増額分を予備費の減額により処理した。

◎平成16年度当初予算総額 2,037,109千円

◎平成16年度第1次補正後予算総額 2,037,109千円

議案第6号 平成17年度事業方針について

議案第7号 平成17年度歳入歳出予算について
赤倉常務理事が両議案の提案理由を説明し、審議の結果、第6号及び第7号議案は原案どおり承認可決された。

※平成17年度の事業方針は、ほぼ16年度を踏襲することとしている。すなわち、医療分保険料は据え置き、療養の給付は現行給付割合を維持し、任意給付も現行どおりとしている。

また、平成14年10月受療分から実施している傷病見舞金の給付は、平成17年度においても平成15年9月診療(受療)分までの遅延未請求額について引き続き給付を行うこととしている。

なお、規約の改正によって、平成17年4月1日から北海道大学医師会及び旭川医科大学医師

会に本組合の支部を設置することとした。

介護保険法による40歳以上65歳未満の被保険者(介護保険第2号被保険者)の方の介護保険負担額は、平成17年度は1人月額2,590円とすることとなった。(詳細は、別掲の「お知らせ」を参照。)

被保険者証については、平成17年度は、9月に被保険者証の更新を行う年でありその材質を改めることにしている。

※平成17年度予算規模

- ・平成17年度予算総額 (A) 2,270,988千円
- ・平成16年度第1次補正後予算総額 (B) 2,037,109千円
- ・比較増減 (A-B) 233,879千円 (11.5%増)

※老人保健拠出金の大幅な増額に対応するため、別途積立金からの繰入額を1億8千万円とした。

議案第8号 理事及び監事の選挙について

赤倉常務理事が提案理由を説明し、選考委員会による候補者の選考に入った。選考は各ブロックから1名ずつの選考委員に組合会議長、副議長を加えた選考委員会によって行われることとなった。

ここで、議長は児島副議長から堀江議長に交代した。

選考委員会の結果について、遠藤選考委員長から理事9名、監事2名を候補者として選考した旨の報告があり、堀江議長が採否を諮ったところ、全員異議なく次の11名が当選者と決定した。

《理事9名》

飯塚 弘志(再任)、横田 一郎(再任)
赤倉 昌巳(再任)、千秋 亨(再任)
高橋 昭三(再任)、増田 一雄(再任)
上埜 光紀(再任)、中村 興治(新任)
河西 紀夫(新任)

《監事2名》

岩本 英男(再任)、城 守(新任)

このたびの役員改選による退任者は次のとおり。

島田保久理事(札幌市)、小玉道郎理事(岩見沢市)、井上勇監事(小樽市)



組合会の議場



表彰者

役員選挙後、退任される島田、小玉理事、井上監事から退任の挨拶が行われ、引き続き、新任役員として、中村興治理事（岩見沢市）、河西紀夫理事（札幌市）、城守監事（小樽市）の3名から就任の挨拶があった。

以上で予定された議案がすべて終了し、飯塚理事長の閉会の挨拶があり、第94回通常組合会は午後5時30分閉会となった。

永年在任者 7 名を表彰

平成16年度被表彰者名簿（敬称略）

※支部長として10年以上在任された方

江別支部 池永 和親（10年10か月間）

※支部長並びに組合会議員として10年以上在任された方

胆振西部支部 日野 睦雄（10年間）

網走支部 浜向 賢司（10年間）

空知支部 小林 公民（10年10か月間）

※組合会議員として10年以上在任された方

上川北部支部 鍋島 秀（10年10か月間）

十勝支部 柏木 道彦（10年間）

芦別市支部 藤嶋 彰（10年7か月間）

道医師国保公告

平成17年 4 月 1 日 道医国保公示第303号

北海道医師国民健康保険組合
理事長 飯塚 弘志

北海道医師国民健康保険組合の組合会議員が、次のとおり本組合の理事及び監事に就任のため組合会議員を退任し、補欠選挙が行われ変更されたので公示する。

◎退任された議員

河西 紀夫（札幌市：平成17年 3 月31日退任／組合理事に就任のため）

城 守（小樽市：平成17年 3 月31日退任／組合監事に就任のため）

◎就任された議員

山光 進（札幌市：平成17年 4 月 1 日就任）

外園 光一（小樽市：平成17年 4 月 1 日就任）

お知らせ

介護保険法による平成17年度保険料について 介護保険負担額 1人月額2,590円

北海道医師国民健康保険組合

既にご承知のとおり、平成12年4月1日から介護保険法が施行されています。

これに基づき、40歳以上65歳未満の被保険者（第2号被保険者といいます。）は保険料として介護保険負担額を納付しなければなりません。その額（算出方法）は、組合の規約によって定められております。

従いまして、第2号被保険者がおられる組合員の平成17年4月以降の保険料は、前年度と同様に介護保険負担額を含めて納付していただくこととなりますのでお含みおきます。

記

【規約第25条第1項(4)……抜萃】

(4) 介護保険負担額

被保険者が介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第2号に規定する第2号被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）であるときは、同法の規定に基づいて算定された介護納付金の額に100分の69を乗じて得た額

※平成17年度介護納付金（年額）が45,054円〔平成17年2月4日：官報告示額〕と確定したため、介護保険負担額は（月額）2,590円となります。

お知らせ

被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

次のような異動のときは事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。

- ◎一部加入＝出生、転入、社会保険離脱、従業員雇用等
- ◎一部喪失＝死亡、転出、社会保険加入、従業員退職等
- ◎届け出用紙の備付及び届け出先…各支部（所属の都市医師会及び医育機関医師会事務局）
本組合ホームページからも入手できます。

ホームページアドレス <http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

- ◎持参するもの……組合員の印鑑

※当組合の資格を取得（加入）される方は『住民票』（写しも可）の添付、資格を喪失（脱退）される方は『被保険者証』の返還が必要です。

〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目 北海道医師会館6階
北海道医師国民健康保険組合

TEL(011)271-7471 FAX(011)241-6414